

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	国外において不慮の犯罪被害を受けた 被害者等に対する特別給付金の支給決定について	平成29年2月23日 給与厚生課
------------------------------	---------------------------------------------	---------------------

(略)

公 安 委 員 会	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律による犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正について	平成29年2月23日
説明資料No. 2		組織犯罪対策企画課

## 1 概要

不動産市場の活性化を図るため、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律により、不動産特定共同事業法上の事業者類型に、登録又は届出により参入可能な以下の事業者を追加することに伴い、犯罪収益移転防止法上、疑わしい取引の届出等の各種義務が課される特定事業者に、これらの事業者を追加するもの。

### (1) 小規模不動産特定共同事業者

不動産特定共同事業のうち、事業参加者の出資額及び当該出資の合計額が政令で定める金額未満のもののみを行う事業者

### (2) 適格特例投資家限定事業者

不動産特定共同事業のうち、適格特例投資家を事業参加者等とするもののみを行う事業者

## 2 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

## 3 今後の予定

平成29年3月3日【P】閣議決定（予定）

## 1. 概観

- 平成28年の交通事故死者数は3,904人(前年比-213人、-5.2%)で、昭和24年以来67年ぶりの3千人台。人口当たり死者数は、高齢者を含め全年齢層で減少傾向にあるものの、交通事故死者のうち高齢者の占める割合は過去最高の54.8%【P1】
- 状態別死者数は歩行中(34.9%)と自動車乗車中(34.3%)が多く、類型別死者数は正面衝突等(正面衝突、路外逸脱、工作物衝突)(31.4%)、横断中(24.8%)、出会い頭衝突(12.9%)が多かった。【P2】
- 状態別死者数は10年前と比較していずれも減少傾向。平成28年は歩行中(前年比-173人、-11.3%)、自転車乗用中(前年比-63人、-11.0%)の死者が大きく減少【P3】
- 歩行中死者数は減少傾向だが、法令違反あり死者数は62%【P4-5】
- 自動車乗車中死者は、運転席・助手席は大幅な減少傾向にあり、後部座席等は減少率が小さい。シートベルト非着用者の割合は、後部座席等(57%)が、運転席(41%)・助手席(27%)と比較して高い。【P6-7】
- 自転車乗用中死者数は減少傾向だが、法令違反あり死者数は78%【P8】

## 2. 正面衝突等死亡事故について

- 年齢と共に操作不適や内在的前方不注意(漫然運転等)による死亡事故が多くなる傾向。操作不適は24歳以下と70歳以上に多かった。【P10-11】
- 第一当事者の規範意識をシートベルト着用者率から見ると、40歳未満と80歳以上が低い傾向【P12】

## 3. 横断中死亡事故について

- 年齢と共に横断中死者数が多くなり、特に走行車両の直前直後横断、横断歩道以外横断、信号無視の違反によるものが多くなる傾向【P15-16】
- 法令違反については、年齢と共に「違反なし」の割合が高くなるが、「違反あり」の中では走行車両の直前直後横断の割合が高くなる傾向。他方、信号無視は若い年齢層ほど割合が高い傾向【P17】
- 高齢者の法令違反あり死者数は、昼間より夜間に多かった。【P18】

## 4. 出会い頭衝突死亡事故について

- 自転車とその左から進行する自動車との衝突事故が多く、特に夜間、高齢者が当該事故に遭う割合が高かった。【P21-22】
- 自転車側の法令違反は年齢と共に多くなり、特に信号無視や一時停止が多くなる傾向【P23-24】

## 5. その他について

### 5-1 自動二輪車死亡事故

- 他の車両と比べて死亡事故率が高く、観光娯楽ドライブ時に、大都市居住の運転者が近隣府県で死亡事故を起こす割合が高かった。【P27-29】
- このような事故では、車両単独事故(工作物衝突、転倒)の割合が高く、車両相互では正面衝突の割合が高かった。【P30】

## 5-2 飲酒死亡事故

- 死亡事故率が特に高く、22時から翌朝6時に発生する割合が高かった。  
【P32-34】
- 車両単独事故が50%超で、特に工作物衝突の割合が高かった。【P35】
- 第一当事者や同乗者が死亡する事故が多くたが、25%は第三者を死亡させていた。【P36】
- 飲食店で飲酒した事例が半数以上であるが、自宅で飲酒した事例も少なくなかった。【P39】
- 飲酒から一定時間経過後に死亡事故を起こす事例もあった。【P40】

## 6. 今後の交通死亡事故抑止対策

平成28年における交通死亡事故の特徴・分析を踏まえ、当面次の対策を推進

- 運転者施策の充実
  - ・ 年齢層ごとの事故類型、要因等を踏まえた安全教育の推進、安全意識の醸成（高齢運転者の事故防止対策については、有識者会議での議論等を踏まえて併せて検討）
- 横断中歩行者の事故防止対策の充実
  - ・ 年齢層ごとの法令違反の実態等を踏まえた安全教育の推進
  - ・ 反射材用品等の普及・活用の促進
  - ・ 前照灯の早めの点灯や上向き点灯（対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用）の更なる周知
- 自転車利用者の事故防止対策の充実
  - ・ 交差点で多発する事故実態に関する情報提供、注意喚起の実施
  - ・ 自転車利用者に対する、法令遵守、安全確認等の安全教育の推進
- 自動二輪運転者の事故防止対策の充実
  - ・ 事故実態に関する情報提供・安全意識の醸成、安全教育の推進
- 飲酒運転の根絶に向けた対策の充実
  - ・ 飲酒運転の事故実態、悪質性・危険性に関する広報啓発、指導取締りの一層の推進

※ 別添資料省略